明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四二）　二
○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同四三）　七
〔省　令〕
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務四三）　八
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学二三）　一〇
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇三）　一六
○特許法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業五八）　一六
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通五三）　四九
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同五四）　五三
〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府七五）　五五
○自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁六）　五五
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（国家公安委三四）　五七
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件（総務二〇七）　五九
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二〇八）　六一
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二〇九）　六二
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一〇）　六三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一一）　六四
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一二）　六五
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一三）　六六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一四）　六七
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一五）　六八
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分・平成二十六年分・平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一六）　六九
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一七）　六九
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一八）　七〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分～令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一九）　七〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二二〇）　七一
○地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針の一部を改正する告示（同二二一）　七一
○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件（同二二二）　七二
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の全部を改正する告示（財務・農林水産・経済産業四）　七三

（以下次のページへ続く）